

一般社団法人日本看護学校協議会におけるコンプライアンスに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護学校協議会（以下「本会」という。）におけるコンプライアンスに関し必要な事項を定め、もって公平公正な本会の運営及び社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(コンプライアンスに関する基本方針)

第2条 本会は、看護師等養成施設の発展向上に関する事業を行う機関として、社会的責任と公共的使命を常に意識し、法令及び本会の規程その他の社会規範を遵守し、社会の模範となるべく行動する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令及び本会の規程その他の社会規範を遵守することをいう。
- (2) コンプライアンス違反事案 前号の社会規範に違反し、又は違反するおそれのある事実及び行為をいう。

(コンプライアンスに関する責務)

第4条 本会の役員、委員会委員、事業協力員、職員及び派遣社員（以下「役職員等」という。）は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

- 2 役職員等は、事務事業の遂行等において、データ等の厳正な取り扱い及び記録保存を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

(コンプライアンスの推進体制)

第5条 会長は、本会におけるコンプライアンス推進のため、役員によって構成するコンプライアンス委員会を設置し、副会長の中からコンプライアンス委員長を任命する。

- 2 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス責任者として役職員等に対する教育・研修及び周知活動を統括し、コンプライアンス違反事案が発生した場合の対応に当たる。
- 3 コンプライアンス委員会は、本会全体のコンプライアンス推進とコンプライアンス違反事案の発生時の対応及び改善措置について協議し、方針を決定した上で理事会に報告し、役職員等に周知を行う。

(コンプライアンス違反事案の内部通報)

第6条 コンプライアンス違反事案に関する内部通報を受けるため、事務局にコンプライアンス相談窓口を設置する。

- 2 コンプライアンス相談窓口は、内部通報を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員長に報告するとともに事実関係に関する調査を行い、コンプライアンス委員会に諮る。

3 内部通報を行った役職員等（退職又は解嘱から1年以内の役職員等を含む。）については、その目的が誠実かつ正当な場合、通報を理由とする不利益な取り扱いをしてはならない。

（監事）

第7条 監事は、コンプライアンスの適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、コンプライアンス委員会と連携して、コンプライアンスの推進状況及び違反事案の検証結果を監査する。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、コンプライアンス委員会で協議したうえで、理事会の承認を得て効力を発する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。